

平成23年度第2回 江別市福祉有償運送運営協議会
議 事 概 要

1. 日時及び場所 平成23年8月30日(火) 午前10時00分～11時40分
江別市保健センター 3階会議室

2. 出席者 委員 10名(敬称略)

新保信一、八木橋秀幸、工藤祐三、山崎廣志、星優子
今井博康、鈴木久雄、保木本茂雄、鈴木進、山田宗親
(欠席：三好安司)

申請法人 2名(敬称略)

佐藤 富士男(社会福祉法人 えぼっく)

小西 力(特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24)

3. 事務局 2名(原田課長、近藤係長)

4. 議事概要

【1】開会

原田課長：それでは、時間となりましたので開会させていただきます。本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。只今から、江別市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は、三好委員から欠席の連絡をいただいております。では、規定により会長に議事を進めていただきます。よろしくお願いたします。

【2 議事等】

(1) 福祉有償運送の有効期間更新の登録に係る協議について

①申請法人：社会福祉法人 えぼっく

工藤会長：皆さん、おはようございます。さっそくではございますが、議事に入ります。

次第2の(1)、社会福祉法人 えぼっくの有効期間更新の登録について、事務局から説明をお願いします。

近藤係長：社会福祉法人 えぼっくにつきましては、登録期間が平成23年9月30日までとなっており、その更新についてお諮りするものであります。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長：申請法人から補足説明などがあればお願いします。

法人：登録を希望する運転者のうち、2名が違反をしておりますが、春から北広島市に新しい施設ができ、人員をそちらに割かねばならず、代替要員がないことから、何とか登録をさせていただきたい。

工藤会長：「福祉有償運送にかかる安全管理に関する調査書」に、法人からの提出日の記載がないので、記載してほしい。提出日はいつか。

法人：7月11日に、市に提出している。

山崎委員：点呼の結果は、紙ベースで残しているのか。

法人：残している。点検記録簿でチェックしている。

山崎委員：日常点検は、どのように行っているのか。

法人：車両とともに、運転者についても状態を確認している。

山崎委員：車両が故障したら、その場で直すのか。

法人：連絡を受けて、整備工場に入れている。故障につながることは発生していない。

工藤会長：今井副会長から、質問があります。

今井副会長：運転記録証明を取り寄せたときに、違反がわかったのか。

法人：記録を年1回取り寄せたときに判明した。

今井副会長：運転者に日頃から注意喚起をしているなら、あとで事故が判明するよりも、起きた時点で報告するようにすればよいのではないか。

法人：勤務時間外については、求めていなかった。

今井副会長：プライベートと業務を切り分ける必要はあるだろうが、障がいのある方を運ぶという業務に照らせば、プライベートだからいいということにはならない。きちんと申告するシステムを取り入れた方がよい。

(法人退席)

山崎委員：過去の違反がわかっていて、何もしていなかったということか。

工藤会長：調査書のとおり履行すればよいかと考えるが。

工藤会長：他に意見は。なければ、まとめとして法人内規を順守し、運行管理規程を守って、一層の安全管理を期するという条件付合意としてよろしいか。

星委員：条件付での合意でよいと思う。

山崎委員：法人には、安全管理を徹底してほしい。

工藤会長：では、申請法人の入室を。

(法人 再入室)

工藤会長：(申請法人に対して審議結果を伝える)

結論としては、条件付での合意とした。もともと規程がしっかりしているので、その内容のとおり履行し、一層の安全管理を期してほしい。

(法人退席)

②特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24

工藤会長：次第2の(2)の、特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24の運転者の追加及び料金改定について、事務局から説明をお願いします。

近藤係長：特定非営利活動法人 当別町青少年活動センターゆうゆう24につきましては、登録期間が平成23年9月30日までとなっており、その更新についてお諮りするものであります。

なお、資料のうち、追加するものと内容の修正による再度の配布を行うものがありますので、これらについても順を追って説明させていただきます。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長：今の説明に関して、申請法人から事業実施に関する説明や補足などはありませんか。

法人：(特になし)

工藤会長：今の説明に関して、委員から質問・意見はありませんか。

星委員：名簿8番目の運転者の違反への対応は。

法人：理事長もしくは自分が指導しているが、違反当時は本人が安全運転管理者であったことから、厳しく指導した。

今井副会長：処理決定事項欄が空白になっているのはなぜか。

法人：私のミスである。

山崎委員：15名中5名が違反をしているというのは、かなり問題である。根本的には責任者の考えにもよるのだろうが、事故や違反を起こさないための話し合いを内部でしっかりしないと、大きな事故を起こす恐れがある。

(法人退席)

今井副会長：申請書類が整っていないが、これでは申請の意思があるのかと受け取られても仕方がない。利用者が増え、事業が拡大する中では、ますます運転者への注意喚起が手薄になる恐れがある。もう一度書類を整備し、安全管理を徹底すべきである。

山崎委員：違反をすれば講習を受ければいい、という意識に思える。

保木本委員：そろっていない資料は、9月30日までにそろうのか。

近藤係長：然り。

工藤会長：協議のまとめとして、判断を保留して継続審議とすべきか、期日までに書類が整うことを条件に認めることとするかの、いずれかかしたいが。

山崎委員：保留すべきではないか。

新保委員：書類が整ったかどうかを事務局で確認後、事後報告としてもよいのでは。

鈴木(久)委員：きちんと書類がそろえばよいかと考える。ただ、処理決定事項が運転者に伝わっていないのではないか。また、運転者も作文に終始しているのではないか。今後は、安全輸送をもう一度考え直して、努めていただければよいのではないか。

今井副会長：処理決定事項欄の記載ミスを、個人的ミスとして片付けてしまっている。書類が整ったとしても、中身が伴うのか？リスクマネジメントから考えると、小さなミスが大きなミスにつながるものなので、そこに言及してもよいかと考える。

工藤会長：必ず、申請前に書類を整備の上、申請いただきたいということで、条件付合意としたい。

山崎委員：利用者も待っているので、条件付合意でよいかと。

山田委員：不備が多いのは間違いないので、問題点を洗い出して改善計画を作ってもら

のが実質的ではないか。

(法人 再入室)

工藤会長：(申請法人に対して審議結果を伝える)

審議の結果、条件付合意とする。輸送体制や安全管理体制を洗い出し、書類の整備はもちろん、運転者の再教育をお願いしたい。改善策をまとめた結果について、協議会に再度報告していただきたい。

(法人退席)

(3) 「社会福祉法人 南幌苑」について(協力依頼)

(4) 「社会福祉法人 恵庭光風会」について(協力依頼)

・社会福祉法人 南幌苑については、南幌町福祉有償運送運営協議会における協議が調うことを条件として、江別市として協力依頼書を出すこととなっており、社会福祉法人 恵庭光風会については、既に恵庭市において協議が調っているものであり、江別市として協力依頼書を出すこととなっているが、会員の中に江別市民がいることから、江別市の視点から「安全面」と「利用者の利便性」について確認を依頼し、いずれも了承される。

・協力依頼について、協議会で扱うべき内容かどうか議論になったが、事務局と札幌運輸支局との間で調整し、次回の協議会で結果を報告することとなった。

【3】その他

工藤会長：「3 その他」について、委員から何かありますか。

(なし)

工藤会長：事務局から何か？

近藤係長：協議会につきましては、当面開催の予定はありませんが、新規申請の法人があれば開催することとなりますので、その際はあらためて日程を調整させていただきます。協議に使用した資料のうち、持ち帰り可能としたもの以外の資料につきましては、事務局で回収しますので、ファイルごと机の上に置いてお帰りください。

工藤会長：他に何か？

各委員：(特になし)

工藤会長：以上で今回の協議会を終了します。

(11:40終了)